

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第22条第1項の規定に基づき、愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）（以下「本事業」という。）の選定事業者が設立した、株式会社愛知芸術文化センターとの間で、愛知県芸術劇場等運営等事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結したので、同条第2項の規定に基づき、その実施契約の内容をここに公表します。

2026年3月27日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県芸術劇場等運営等事業公共施設等運営権実施契約の主な内容について

1. 事業名称

愛知県芸術劇場等運営等事業

2. 事業の対象となる公共施設等の種類

愛知芸術文化センター

3. 公共施設等の管理者

愛知県知事 大村 秀章

4. 公共施設等運営権者（事業者）の商号

名古屋市東区東桜一丁目13番地2号

株式会社愛知芸術文化センター

代表取締役 古田 真一

5. 運営権の存続期間

令和9年4月1日から令和24年3月31日まで

6. 運営費用県負担額

20,172,926,000円（消費税及び地方消費税込み）

7. 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項

公共施設等運営事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、自らの費用負担において、引継ぎ準備及び引継ぎを行う。

（1）事業者事由による解除

- ・ PFI法第29条第1項第1号に規定する事由等の事由が生じたときなど、県は、事業者に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。
- ・ 事業者は県に違約金を支払うとともに、解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を県の請求に基づき支払わなければならない。

（2）県の任意による解除、県事由による解除

- ・ 県は、公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6か月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

- ・ この場合において、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。
- ・ また、事業者は、県の責めに帰すべき事由により、県が本契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、150 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除することができる。

(3) 法令改正・不可抗力による解除

- ・ 法令改正又は不可抗力の発生により、県又は事業者が本事業の継続が困難と判断したとき等においては、県又は事業者は、相手方と協議の上、本契約を解除することができる。
- ・ 当該解除に起因して県又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。

8. 別添資料

実施契約書のポイント

【別添資料】実施契約書のポイント

実施契約は、PFI 法第 22 条第 1 項に基づき、愛知県芸術劇場等運営等事業（以下、「本事業」という。）の運営・維持管理業務の実施に関する事項を包括的かつ詳細に規定したものである。

県と運営権者は、実施契約のほか、必要な契約等を締結するものとする。

第 1 章 総則

(1) 本事業の実施

- ・ 本事業は、次に掲げる業務により構成される。
 - ① 統括管理業務
 - ② 運営事業開始準備業務
 - ③ PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営事業としての運営権設定対象施設に係る運営・維持管理業務
 - ④ 任意事業に係る業務
 - ⑤ その他実施契約及び要求水準書に規定される業務

(2) 運営・維持管理業務の収入

- ・ 事業者は、運営権設定対象施設に係る運営・維持管理業務を実施するにあたり、事業提案書に基づき県と協議して利用料金を設定又は変更の上、運営権設定対象施設の利用者から利用料金を徴収することができる。
- ・ 利用者から徴収した利用料金その他実施契約及び各運営権に基づき事業者が実施する当該運営・維持管理業務による運営収入は、全て事業者の収入とする。

第 2 章 本事業実施の準備

(1) 本事業の実施体制

- ・ 事業者は本事業に係る業務を着手する日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保する。

(2) 運営事業開始準備業務

- ・ 事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営事業開始準備業務を実施しなければならない。
- ・ 事業者は、要求水準書に定めるところにより、運営事業開始準備業務期間中に予約申込者から予約金を収受することができる。

第 3 章 適正業務の確保 (1) ガバナンス体制の構築

- ・ 県及び事業者は、本事業期間中の円滑な遂行の実現を目的として、要求水準書及びガバナンス基本計画の定めに従い、ガバナンスを実施する。そのためにガバナンス体制の定

めに従い、ガバナンス体制を構築するものとし、会議体及び第三者機関を設置し、これらを運営する。

(2) 統括管理業務の実施

- ・事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括管理業務を実施する。

(2) セルフモニタリング

- ・事業者は、ガバナンス基本計画及びガバナンス実施計画書に従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は県の請求に従って随時、県に提出するものとする。

(3) 県による実績評価

- ・県は、セルフモニタリング及びモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、ガバナンス基本計画及びガバナンス実施計画書の定めに従って、事業者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、県と事業者は誠実に協議し、事業者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。

(4) 要求水準の変更

- ・法令等の改正により要求水準の変更が必要となった場合、県の事由により業務内容の変更が必要な場合その他本事業の内容の変更が特に必要と認められる場合には、県は、要求水準書を変更することができる。ただし、県は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。

第4章 運営・維持管理業務の実施

(1) 運営・維持管理業務の実施

- ・事業者は、事業期間中、実施契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営・維持管理業務を実施しなければならない。

(2) 運営権設定対象施設の更新投資

- ・事業者は、要求水準を充足する限り、事前に県の書面による承諾を得た上で、自らの責任及び費用負担により、運営権設定対象施設について、そのサービス向上及び収益性の改善・確保に資する更新投資（要求水準書において使用される意味を有するものとする。）を実施することができる。

(3) 運営権設定対象施設以外の追加投資等

- ・事業者は、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施のために運営権設定対象施設以外の設備又は什器備品について、運営権設定対象施設に支障がない範囲において、追加投資及び更新投資を行うことができる。

(4) 中長期修繕計画に基づく修繕・更新業務

- ・県及び事業者は、中長期修繕計画の案について協議の上、運営事業開始準備業務期間中に合意により、中長期修繕計画を定めるものとする。

- ・事業者は、募集要項及び要求水準書並びに中長期修繕計画に従って、修繕・更新業務を行うものとする。
- ・修繕・更新業務の費用の負担は、中長期修繕計画に定めるところによる。ただし、中長期修繕計画に定めがないものは、事業者の負担とする。

第5章 任意事業

(1) 事業者が任意で行う事業

- ・事業者は、事業提案書の記載にかかわらず、任意事業を行うことを県に提案することができ、県の事前の書面による承諾を得た場合には、当該承諾を得た任意事業の終了日又は運営権設定対象施設に係る運営権が終了（存続期間の満了による終了を含む。）する日まで、法令等を遵守して、当該任意事業を行うことができるものとする。
- ・事業者は、前項に基づき県の事前の書面による承諾を得た任意事業に係る一切の責任及び費用を負担し、また当該任意事業により得られた収入を収受することができるものとする。

第6章 表明保証及び誓約

(1) 運営権の譲渡等

- ・事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

(2) 事業者の兼業禁止等

- ・事業者は、県の事前の書面による承諾なくして、本事業に係る業務並びに県及び事業者が別途合意する委託業務以外の業務を行ってはならない。

第7章 責任及び損害等の分担

(1) 責任及び損害等の分担原則

- ・事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。
- ・事業者は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に関する県による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの県に対する報告、通知若しくは説明を理由として、如何なる本契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、県は何ら責任を負担しない。
- ・実施契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担するものとする。

(2) 政策的支援等

- ・運営・維持管理業務につき、県及び事業者は、事業期間中の各事業年度の収入及び支出の計画から構成される以下の収支計画を合意により定めるものとする。

① 長期収支計画：令和9年4月1日～令和24年3月31日（16年）

② 中期収支計画

(第1期)：令和9年4月1日～令和13年3月31日(5年)

(第2期)：令和13年4月1日～令和18年3月31日(5年)

(第3期)：令和18年4月1日～令和24年3月31日(6年)

③ 単年度計画(1年)

- ・ 基準収入額(報告値)が、単年度計画に定める運営権設定対象施設に係る収入の計画値の合計額の115%相当額を上回った場合、事業者は、県に対し、当該超過額の70%相当額を、当該事業年度の翌事業年度の4月末日までに支払うものとする。
- ・ 各事業年度において、基準収入額(報告値)が、基準収入額(計画値)の85%相当額を下回った場合、県は、事業者に対し、当該下回った額の全額を、当該事業年度の翌事業年度において予算措置後速やかに支払うものとする。

第8章 実施契約の終了及び終了に伴う措置

(1) 事業期間

- ・ 実施契約の事業期間は、実施契約に別段の定めがある場合を除き、運営開始日に始まり、運営権設定対象施設に係る運営権の存続期間の満了日又は実施契約の全部が解除された日に終了する期間とする。

(2) 事業者の事由による本契約の解除

- ・ 実施契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、県は、事業者に対して書面により通知した上で、実施契約の全部又は一部を解除することができる。
 - ① PFI法第29条第1項第1号に規定する事由が生じたとき。
 - ② 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者によってその申立てがなされたとき。
 - ③ 事業者が実施契約に基づいて県に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - ④ ガバナンス基本計画に定める解除事由が発生したとき。
 - ⑤ 構成企業が基本協定書第9条(談合その他の不正行為による実施契約の不締結等)第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - ⑥ 事業者が「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けたとき。
 - ⑦ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が実施契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると県が合理的に認めるとき。
 - ⑧ 前各号に掲げる場合のほか、事業者が実施契約に違反し(但し、県から30日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は実施契約の履行が不能となった場合に限る。)、その違反により実施契約の目的を達することができないと県が認めたとき。

(3) 県の任意による解除、県事由による解除

- ・ 県は、運営権設定対象施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他県が合理的に必要と認める場合には、6ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。
- ・ 県の責めに帰すべき事由により、県が実施契約上の県の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から150日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は実施契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を県に送付することにより、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

(4) 法令改正・不可抗力による解除

- ・ 実施契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、本事業の継続が困難と判断したとき又は実施契約の履行のために多大な費用を要すると判断したときには、県又は事業者は、相手方と協議の上、実施契約の全部又は一部を解除することができる。

(5) 事業終了時の引継ぎ等

- ・ 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了（存続期間の満了による終了を含む。）に際して、募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- ・ 実施契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

(6) 利用料金の引継ぎ等

- ・ 利用料金収入は、運営権設定対象施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- ・ 利用料金収入のうち、運営権設定対象施設の利用に供する年度が運営権の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、県又は県の指定する者に引き継がなければならない。

(7) 運営権設定対象施設の引渡し及び更新投資の対象部分に係る補償

- ・ 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、本施設が要求水準書に適合した状態で県に本施設を引き渡さなくてはならない。県及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、運営権設定対象施設の検査を行い、これが要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。
- ・ 運営権の終了に際して、県の所有に属する事業者の行った運営権設定対象施設の更新投資の対象部分がある場合、当該追加投資に先立ち、県が当該更新投資を行うことに同意し、補償の対象とすることを事業者に通知したものについては、県は、当該更新投資の対象部分の運営権の終了時点における簿価相当額を事業者に補償するものとし（ただし、運営権存続期間の満了日時点において、当該更新投資による施設・設備・備品等

が適切に保守管理されており、引き続き当初の性能を発揮してサービスを提供できるような状態である場合に限る)、それ以外の追加投資の対象部分については、かかる補償は行われたいものとする。

(8) 違約金等

- ・ 事業者事由による解除の規定により実施契約が解除された場合には、事業者は、ガバナンス基本計画及び要求水準等未充足時の措置に定める金額を違約金として県の指定する期限までに支払わなければならない。
- ・ 事業者は、当該解除に起因して県が被った相当因果関係の範囲内にある損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を、県の請求に基づき支払わなければならない。

(9) 損失補償

- ・ 県の任意による解除により実施契約が解除された場合には、PFI 法第 30 条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び通常生ずべき損失（ただし、事業者の逸失利益については 2 年分を上限として県と事業者で協議して定める。）の補償を求めることができる。
- ・ 法令改正・不可抗力による解除の規定により実施契約が解除された場合には、当該解除に起因して県又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。
- ・ ただし、当該解除までに生じた費用のうち追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもの等当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）については県の負担とする。

第 9 章 知的財産権（省略）

第 10 章 雑則（省略）